

<別表> 長野県障がい者スポーツ大会競技・種目及び障がい区分表

身体障がい者

1部(39歳以下)、2部(40歳以上)

知的障がい者

少年の部(19歳以下)、青年の部(20歳～35歳)、壮年の部(36歳以上)

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

区分番号	障がい区分	競走							跳躍			投てき				
		※2	100m走	200m走	400m走	800m走	1500m走	スラローム	※1 4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントック投
		50m走														
1	上肢	1 手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		2 両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				◎		▲	◎	◎				
		3 両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎				
	下肢	4 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		5 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
		6 両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎	
		7 片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎	
		8 両大腿切断または、両下肢完全											◎	◎	◎	
	体幹	9 体幹 ※3	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	
2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	10 第6頸髄まで残存	◎	◎				◎								◎
		11 第7頸髄まで残存		◎	◎				◎							◎
		12 第8頸髄まで残存		◎	◎				◎					◎	◎	◎
		13 下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎			◎						◎	◎	◎
		14 下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎
15 その他車いす		◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎		
3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	16 四肢麻痺で車いす使用	◎					◎								◎
		17 けって移動	◎					◎								◎
		18 片上下肢または片上肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎
		19 上肢で車いす使用	◎	◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎
		20 その他走不能												◎	◎	◎
		21 上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎
		22 その他走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎
4	23 電動車いす常用						◎								◎	
視覚障がい ※5	24 視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎	◎
	25 その他の視覚障がい	◎	◎	◎			◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	26 聴覚障がい	◎	◎	◎			◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎	
知的障がい	27 知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲	◎	◎		◎	◎	
内部障がい	28 ぼうこう又は直腸機能障がい	◎					◎						◎	◎		

※1 4×100mリレーは男女混合とする。

※2 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※3 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊柱カリエス等による体幹の障がい)が該当する。ただし、四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

※4 複数の障がい区分にわたり、1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技を行い順位を決定する。

【注意】競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投てき競技は障がい区分8を除き、ソフトボール投とジャベリックスローの両方に申し込むことはできない。

※5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※6 障がい区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

	区分番号	障がい区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		※1	※1
			2	5	2	5	2	5	2	5	4×50m	4×50m
			m	m	m	m	m	m	m	m	フリーレー	メドレーレー
1	1 上肢	1 手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		4 両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		5 両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	2 下肢	6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		8 両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		9 両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	3 上下肢	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		11 多肢切断または、片上肢完全および片 下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
	2	脳原性麻痺以外 で車いす常用	12 体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
13 第7頸髄まで残存			◎	◎	◎		◎					
14 第8頸髄まで残存			◎	◎	●	○	●	○	●	○		
15 下肢麻痺で座位バランスなし			◎	◎	●	○	●	○	●	○		
3	脳原性麻痺	16 下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		17 四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
		18 両下肢麻痺または、 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		19 片側障がい片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		20 その他の片側障がい走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
4		21 その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		22 浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視覚障がい ※2		23 視力0から0.01まで ※3	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		24 その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そ しゃく機能障がい		25 聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障がい		26 知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※1 フリーレー、メドレーレーの1チームの編成は、男女混合とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障がい区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

3 アーチェリー

●男女別

	区分番号	障がい区分	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1 第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	切断・機能障がい	3 上肢障がい	●	●		
		4 下肢障がい (いす、車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹	●	●		
	脳原性麻痺	6 脳原性麻痺 (いす、車いす使用を含む)	●	●	●	●
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしやく機能障がい	7 聴覚障がい	●	●			
内部障がい	8 ぼうこう又は直腸機能障がい	●	●			

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

4 卓球

◎男女別、年齢区分別

●男女別、年齢区分なし

		区分番号	障がい区分	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障がい	1 片上肢障がい	◎	
			2 両上肢障がい	◎	
		下肢障がい	3 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4 片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		体幹	6 体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7 第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8 座位バランスなし	◎	
			9 その他の車いす	◎	
	3	脳原性麻痺	10 車いす使用	◎	
			11 杖または、松葉杖使用	◎	
			12 上肢に不随意運動あり	◎	
			13 上肢に不随意運動なし	◎	
			14 片側障がい	◎	
視覚障がい ※2		15 アイマスクまたは、アイシェードあり※3		◎	
		16 アイマスクまたは、アイシェードなし	◎		
聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしやく機能障がい		17 聴覚障がい	◎		
知的障がい		18 知的障がい	◎		
精神障がい		19 精神障がい	●		

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度にかかわらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場を分ける。

※3 障がい区分15は各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5 フライングディスク

◎区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート・ファイブ (5m)	ディスリート・セブン (7m)	座位	立位
肢体不自由	◎	◎	●	●
視覚障がい				
聴覚障がい				
知的障がい				
内部障がい (ぼうこう又は直腸機能障がい)				

6 ボッチャ

△男女区別なし・年齢区分なし

	区分番号	障がい区分	解説	競技スタイル		
				立位	座位	
肢体不自由	1	切断・機能障がい	1 多肢切断 両下肢完全 <u>両上肢不完全および両下肢不完全</u>	上肢・下肢の4肢のうち3肢を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の3大関節(股・膝・足関節)全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	△	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2 第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		△
			3 第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)		△
			4 第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はある把持能力はある、指を強く開いたり閉じたりできない)		△
			5 多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		△
	3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6 四肢麻痺で車いす常用	脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者		△
			7 けって移動	脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		△
			8 片上下肢で車いす常用、または使用	脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		△
			9 その他走不能	脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	△	
	4		10 電動車いす常用	脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断で日常的に電動車いすを使用している者		△

- ※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。
- ※ 「不完全」とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障がいがあるものをいう。
- ※ 区分1 多肢切断・機能障がい及び区分9 その他走不能の選手は立位で競技を行う。
- ※ 座位で競技する選手(区分2～8および10)で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に競技アシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。
- ※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

- 7 ボウリング
知的障がい者で男女別、年齢区別に実施する。
- 8 ツインバスケットボール
肢体不自由者の車いす使用者で、全国障害者スポーツ大会競技規則第9部第3条の規定に該当する者。
- 9 バスケットボール
頸髄損傷等による四肢麻痺の車いす使用者。
- 10 バスケットボール
知的障がい者で、男女混合で実施する。
- 11 ソフトバレーボール
精神障がい者で、男女混合で実施する。

【障がい区分の説明】

- 1 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障がいとして区分する（7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または、片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片下肢として区分する）
- 2 多肢切断や両上肢障がいなど、複数の部位の切断や機能障がいがある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障がいとして区分する。）
- 3 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- 4 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- 5 関節離断は、上位の部分の切断として扱う。（肘関節離断の場合は、上腕切断となる。）
- 6 完全とは、上肢または下肢の大きな3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- 7 サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障がいがあるような場合には、競技によっては、最も上位の障がい部位(上腕)の切断として扱っても、機能障がいとして扱ってもよい。
- 8 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
- 9 切断または機能障がいのある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障がい区分とする。
- 10 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障がいのある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- 11 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。
- 12 視覚障がいの視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とする。また、矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。
- 13 内部障がいは、ぼうこう又は直腸機能障がいのみを対象とする。
- 14 「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

競技上の注意

- (1) 身体障がい重複している場合でも、同一の大会では、同じ障がい区分で参加すること。
- (2) 障がい区分を変えての参加は認めない。